

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 204

2024年11月21日発行 通巻 No.214号
創刊 2007年2月23日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室 3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の 10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆ 情報交換会 ◆

後見部会主催の後見担当者による情報交換会が以下の通り開催されました。

日 時 : 11月15日(金) 13:30~16:30

場 所 : 荏原第五地域センター

参加者 : 16名(うち zoom 参加 1名)

進行役 : 後見部会 川端友泰会員

後見活動報告書をもとに、各担当者が案件の現況を報告しました。懸案事項については出席者全員で共有

し、対応策などを話し合いました。後見人として難しい対応が求められる場面での意思決定支援や医療同意、監督人への相談など時間をいっぱい使って議論が続きました。また11月締めで行われる財産目録と通帳記帳の内容、現金出納帳と手許現金の照合について、斉藤後見部会長から説明があり担当者の協力を依頼しました。議論の時間がまだまだ欲しいくらいの充実した会になりました。



<今後の予定>

- ・後見記帳日 12月2日(月) ・理事会 12月16日(月)
 - ・業務指導委員会 12月18日(水) 14:00~
 - ・スキルアップ講座 12月21日(土) 15:00~16:30 荏原第5地域センター
引き続き忘年会 17:00~19:00 「魚星」阪急大井町ガーデン店
- 皆様の参加をお待ちしています。申込はメールまたは TEL で鈴木薫会員まで。

Mail tabata85@cts.ne.jp TEL [090-8721-9013](tel:090-8721-9013)

◆ 月曜カフェ ◆

第 50 回記念月曜カフェが下記のとおり開催されました。

日 時：11 月 16 日（土）13：15～16：30

場 所：荏原第五地域センター

1 部スピーカー：古賀忠壹会員（2006 年入会）・杉山麻里子会員（2015 年入会）

テーマ：～認知症の被後見人と向き合って～

参加者：1 部 21 名（うち zoom 参加 1 名） 2 部 18 名

1 部では、二人のスピーカーから後見活動におけるご苦労や工夫を具体例を交えながらたくさん紹介いただき、質疑応答が活発に行われました。今回は 50 回記念ということで、2 部は軽食をつまみながらの交流会を行いました。2006 年入会の大御所会員さんが 4 名も参加下さり、草創期のお話はもちろん、現在の後見活動の在り方についても示唆に富むお話が伺えました。また遠方からの参加もあり、すべての参加者にお話しいただき、後見活動の悩みを中心に活発で楽しい交流の時間が流れました。※本会員より日本酒の差入を頂きました。ありがとうございました。



2006 年入会の御大 3 人

1 部 スピーカーの話に集中

2 部 楽しい交流は続く

～後見人の守秘義務について～

成年後見人等については法律上守秘義務の定めはありませんが、民法に定める善管注意義務（民法第 869 条において準用される民法第 644 条「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」）に準じて適切に情報を管理する義務を負っていると考えられます。家族であっても被後見人の個人情報などを話したり資料を見せることは絶対にしてはいけません。飲食店や電車の中でのおしゃべりで後見活動について不用意に話していませんか？今一度、ご注意ください。

～情報の開示義務について～親族から財産状況などを開示して欲しいと言われたら・・・

被後見人の親族は、後見人がどのようなことをして、現在の財産状況はどのようなかを把握しておきたいということもあります。また、被後見人の家族とは、後見事務を円滑に行うためにも、連携を取っていたほうがよいこともあります。そこで、後見人の裁量で、後見事務の状況を開示することは問題ありません。また、利害関係のある第三者は裁判所の記録の閲覧謄写を請求をすることができ、裁判所は相当と認めるときには情報を開示することになります。後見人は、被後見人の親族に対し報告しなければならないという義務規定はありませんので、任意に報告しても構いませんし、情報を開示することが好ましくない場合やはばかれる事情などがある場合には、裁判所に対して、閲覧謄写するよう請求してくれと対応するのが良いでしょう。あとは、裁判所に判断を委ねることになります。

新 後 見 担 当 者 紹 介
高橋 仁美（たかはし よしみ）会員（2023年入会） 44号さん正担当

同居の義父母を在宅介護で、9年前義父を見送り、4年前に義母を見送る事が出来ました。特に義母は要介護5でしたので、生活全般において介助が必要な状態でした。一人ではとても無理だったと思いますが、幸い家族をはじめ、ケアマネジャーさん、介護士さん、近所のクリニックの先生、医師会の看護師さん、理学療法士さん等、周りの方々に恵まれ、支えて頂きながら、何とか無事に見送る事が出来ました。ほっとした気持ちと同時に、何故か空虚感と寂寥感でいっぱいになってしまった私に、高齢者の方々との交流の中で、みなさんが1人で頑張っている姿に、こちらが励まされ、癒され、元気にして頂きました。そんな時、その中の一人の方から、後見人について質問されました。「後見人って何？ どんな事するの？」それまで介護を知っているつもりになっていた私には、何も答えられない自分がショックでした。「後見人？ はて？」勉強をしたい！と思っていた私の目に、たまたま「後見人養成講座」のパンフレットが飛び込んできました。これだ！ 深く考えもせず、速攻、申し込んでいました。ところが、受講を重ねていくうちに、自分の浅慮に気づき愕然としてしまいました。人が尊厳をもって生涯を閉じようとする時、後見人が担う役割の大きさと責任の重さに圧倒されました。そして責任のある後見人として活動されている先輩の方々を拝見し、尊敬し、少しでも近づければと、足りない知識や経験を身につけるべく、日々ジタバタしている私に、ついに担当する日がやってきました。

※現在、高橋さんは被後見人さんに寄り添う後見活動を目指して経験を重ねておられます。副担当さんとしっかり連携して良き後見人を目指されますよう応援しています。

☆住所・メールアドレスなどの変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

TEL080-3912-3259 または Mail npokouken@gmail.com まで。

☆ロゴの募集締め切りは11月30日です。どうぞ皆様奮ってご応募下さい。

☆冬休みは、12月28日（土）～1月5日（日）です。

☆新着図書「実践 成年後見」11月発行号

特集～成年後見人等による法定代理支援の有用性を再考する～ ※貸出しています

13日に92歳で亡くなられた谷川俊太郎さんが2022年に北マケドニアのストルガ国際詩祭で「金冠賞」を受賞したとき、『老齢は私から肉体の自由な動きを奪いつつありますが、精神はその制限ゆえにかえて軽々と動けるようになってるのが不思議です。人の年齢を私は樹木の年輪の喩えで語るようにしているのですが、老齢にはその年輪の中心に向かう動きもあるようです。意味のある言葉とともに、喃語のような脳とともに身体から生じる言葉、意味よりも存在そのものに触れる言葉を今の私は夢見ています』。というようなメッセージを寄せています。※詩人佐々木幹郎さんの20日朝日新聞への寄稿より。私達が接している被後見人さんも肉体の自由は奪われつつあるかもしれないけれど、精神はどうなのでしょう？「身体から生じる言葉・言葉より存在そのものに触れる言葉」にとっても難しいけれど被後見人さんの思いを汲み取り、寄り添っていく後見活動のヒントを感じて皆さんに紹介したくなりました。寒くなりました。どうぞ気を付けてお過ごしください。（編集 渡橋理恵）